

令和7年青森県東方沖を震源とする地震 により被災した学生の皆さまへ (大学院生及び2020年4月より前に入学した学部学生)

このたびの災害により被災された学生及びそのご家族の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

令和8年度前期授業料免除申請につきまして、災害救助法適用地域の世帯の学生の方は、以下3点の書類を提出していただくことにより、被災状況を考慮して授業料免除について判定いたしますので、申請期限までに提出していただきますようお願ひいたします。

なお、提出書類が期限内に発行されない場合は、学生支援課担当係 (tel: 083-933-5611・mail: ga113@yamaguchi-u.ac.jp) まで連絡してください。

【災害救助法適用地域】 別紙のとおり

【提出書類】

- ①罹災証明書
- ②公課証明書
- ③その他の必要書類（以下HPにてご確認ください。）

山口大学HP >在学生の方>学生生活の手引き>各種手続き（入学料、授業料、奨学金、証明書等）>入学料・授業料>令和8年度前期山口大学授業料免除申請のしおり

【対象者】 災害救助法適用地域の世帯の学生（大学院生及び2020年4月より前に入学した学部学生）
※災害救助法の適用を受けない地域で同等の災害に遭った世帯の学生、災害救助法の適用を受ける地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生も含みます。

【申請期間】 令和8年2月9日（月）～2月19日（木） 9:00～17:00

※土日祝日は受付を行いません

【申請場所】 (吉田地区) 学生支援課経済支援係
(小串地区) 医学部学務課教育・学生支援係
(常盤地区) 工学部学務課学生係

また、日本学生支援機構の奨学金については、緊急採用の募集がありますので、詳細はHPにてご確認ください。

山口大学HP >在学生の方>学生生活の手引き>各種手続き（入学料、授業料、奨学金、証明書等）>奨学金>日本学生支援機構奨学金>その他 災害等に関する支援等

山口大学学生支援課経済支援係

T E L : 083-933-5611 (授業料免除に関すること)

T E L : 083-933-5165 (奨学金に関すること)

e-mail : ga113@yamaguchi-u.ac.jp

令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害救助法第1条第1項第4号による災害救助法

適用地域

青森県	法適用日：令和7年12月8日
八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、北郡七戸町、上北郡東北町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡大間町、下北郡東通村、三戸郡南部町、三戸郡階上町	
岩手県	法適用日：令和7年12月8日
宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畠村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町	